

WAM NETにおける広告掲載要領

WAM NETで広告を掲載する場合の取扱いについては次のとおりとします。

1 広告掲載基準

WAM NETに掲載する広告は次の事項を満たすものとします。

- ・ 掲載する広告は、真実を伝える表現のものでなくてはならない。
- ・ 掲載する広告は、社会の信頼にこたえるものでなくてはならない。
- ・ 掲載する広告は、関係諸法規を遵守したものでなくてはならない。
- ・ 掲載する広告は、公序良俗に反するものであってはならない。
- ・ 掲載する広告は、WAM NETの運用に支障のないものでなければならない。

2 広告掲載申込者及び広告主の基準

広告掲載申込者及び広告主は、次の各号のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (2) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員 暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外の者をいう。（以下、「準構成員」という。）
- (5) 暴力団関係企業 暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。
- (6) 総会屋等 総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- (7) 社会運動等標ぼうゴロ 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- (8) 特殊知能暴力集団等 第1号から第7号に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。
- (9) (1)から(8)までのいずれかに該当する者及びその他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する集団又は個人
- (10) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する集団又は個人
- (11) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する集団又は個人
- (12) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する集団又は個人
- (13) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する集団又は個人
- (14) 暴力的な要求行為がある集団又は個人
- (15) 法的な責任を超えた不当な要求行為がある集団又は個人
- (16) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為がある集団又は個人

- (17) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて機構の信用を毀損し、又は機構の業務を妨害する行為がある集団又は個人
- (18) (14)から(17)に準ずる集団又は個人

3 広告掲載の可否の判断

広告掲載の可否の決定権は当機構にあるものとし、上記1及び2のいずれかに反する場合、または当機構が掲載することが不適当と判断した場合には、理由を述べずに掲載を拒否することができるものとします。

4 掲載広告の削除

広告掲載後に上記1及び2のいずれかに反したと認められた場合は、催告なしで掲載広告を削除できるものとします。

5 広告内容の責任の所在

掲載された広告内容についての一切の責任は、広告主が負うものとし、情報掲載の結果、独立行政法人福祉医療機構(以下、「当機構」といいます。)が損害を受けた場合は、法的、倫理的責任等、一切の責任を広告主に負担していただきます。

6 要領の運用

本要領は以下の通り運用します。

- (1) 本要領の一切の運用及び解釈は、当機構総務部情報システム室WAM N E T事業課が行います。
- (2) 法令等の新設、改廃や行政庁の解釈の変更、または社会情勢等の変化に伴い、本要領の運用を予告なく変更することがあります。

7 免責事項

広告掲載に関する免責事項は次のとおりとします。

「WAM N E Tに掲載された広告内容についての一切の責任は、広告主が負っています。これらに関する内容の真偽、正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性、第三者の権利を侵害していないこと等について、当機構は一切保証いたしませんので、利用者の方の責任によって行っていただきますようお願い致します。インターネット上には、サイトを閲覧しただけでも閲覧者のパソコンなどがウイルス感染する場合があることなどが一般的に知られていますが、これらのことも含めて、利用者の方の判断と責任によって行っていただきますようお願い致します。

また、当サイトよりリンクされている別サイトでの内容には当サイトは一切関知しておりません。当サイトおよびリンクされている別サイトの利用によって生じたトラブル・損失・損害には一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。」

8 広告掲載

広告掲載料はページ、申込期間に応じて別表を基準とし、必要に応じて、その都度WAM N E T中央センター長が指定します。

掲載に当たっては、次のとおり制限事項・優先順位等を設けます。

- (1) 掲載位置は先着順にて決定し、原則として掲載期間中は掲載位置の変更は行わないこととします。ただし、掲載終了前に現在の掲載位置より上の位置に空きが生じた場合は現在の位置より上の位置に変更することとします。

- (2) WAM NETトップページ及び各カテゴリトップページへの広告掲載は、掲載期間を1か月単位とし、最長で掲載年度末までとします。なお、継続については、掲載終了月の10日までに申し出るものとします。
- (3) 福祉医療広告ページへの広告掲載は、原則として掲載開始月から掲載年度末までの申込みのみとし、掲載中止の申し出がない限り、翌年度以降は自動的に継続して掲載することになります。
- (4) WAM NETスマートフォンサイトトップページへの広告掲載は、掲載位置により、それぞれ次のとおりとします。なお、継続については、掲載終了月の10日までに申し出るものとします。
 - ア 上部
先着1件の掲載とします。掲載期間は1か月単位とし、最長で掲載年度末までとします。
 - イ 下部
掲載期間を原則として3か月以上とし、最長で掲載年度末までとします。
- (5) 同一広告主からの同一ページにおける広告掲載枠は原則として1件までとします。

9 掲載申込から広告掲載までの流れ

- (1) 掲載申込書及び掲載原稿を当機構総務部情報システム室WAM NET事業課まで電子メールにてお送りください。

電子メールのあて先は JMA00A01@wamnet.wam.go.jp です。

受付期間は、原則として、掲載開始月の前々月の10日から前月の10日までに必着とします。ただし、掲載開始月の前月の10日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、その月の11日以降最初に到来する当機構の営業日までに必着とします。
- (2) 当機構で審査後、原則として掲載開始月の前月の20日までに審査の結果をお知らせします。
- (3) 掲載することになった広告は、原則として広告掲載料の入金を確認した後、掲載開始月の初日から所定の場所に掲載し、掲載期間が満了する月の最終日をもって掲載を終了します。

なお、当機構へ入金済の広告掲載料はいかなる場合でも返金はできませんので予めご了承ください。

10 広告掲載料

広告掲載料は、掲載開始月の前月の25日までに当機構の指定する口座に一括で振込にてお支払いください。ただし、掲載開始月が4月の場合は、4月1日から25日までの間にお支払いください。お支払いが確認できない場合は、掲載広告を削除させていただく場合があります。

なお、広告掲載料の振込先口座等については、掲載開始月の前月の20日頃までに審査の結果と併せてご案内します。

11 その他の注意事項

- (1) 広告掲載枠はいずれも掲載期間保証型広告ですので、掲載期間内における掲載広告のクリック数や掲載商品の売上げなどを保証するものではありません。
- (2) 当機構へ入金済の広告掲載料はいかなる場合でも返金できません。
- (3) 掲載期間内における掲載広告のクリック数の報告はいたしておりません。
- (4) この要領に定めのないものについては、必要に応じて当機構がその都度定めることとします。

なお、広告掲載ページの表示回数(ページビュー)を所定の画面に掲載します。

(別表)

掲載申込期間	1～3 か月	4～6 か月	7～9 か月	10～12 か月
WAM NET トップページ	12 万円／ 月	11 万 5 千円／ 月	11 万円／ 月	10 万 5 千円／ 月
各カテゴリトップページ	6 万円／月			
福祉医療広告ページ	5 千円／月			
WAM NET スマートフォンサイトトップページ： 上部	3 万円／月			
WAM NET スマートフォンサイトトップページ： 下部	1 万円／月			

※ 税抜き価格を表示しています。

【お問い合わせ先】

独立行政法人福祉医療機構

総務部 情報システム室WAM NET事業課

TEL： 03-3438-9948

FAX： 03-3438-9949

mail： JMA00A01@wamnet.wam.go.jp